

訪問看護ステーションもみじ 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会医療法人社団 三思会が設置する訪問看護ステーションもみじ（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援する。
- ステーションは、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、向上を目指すものとする。
 - ステーションは事業の運営にあたって、利用者及びその家族が必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めるものとする。
 - ステーションは、同一敷地内である看護小規模多機能型居宅介護事業、障害通所事業、サービス付き高齢者向け住宅において、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - ステーションは事業の運営にあたって、関係市町村、地域包括支援センター、保健福祉事務所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の運営)

- 第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
- ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの看護師等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者によって行ってはならない。

(名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 名称：訪問看護ステーションもみじ
- 所在地：厚木市戸室1丁目29番地1号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。但し、介護保険法及び関係法令に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができる。

- 管理者：看護師若しくは保健師 1人（常勤）

管理者は、所属職員を管理及び指揮・監督し、適切な訪問看護の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 看護職員：保健師、看護師 常勤換算2.5人以上（管理者を含む。）

訪問看護計画書及び報告書は、理学療法士、作業療法士等と連携して作成し、事業の提供に当たる。なお、介護予防も含む。

また、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）：1人以上
理学療法士等は、訪問看護計画書及び報告書は、看護職員と連携して作成し、医師の指示に基づき、訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）の事業に当たる。
なお、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (4) 事務職員：1人以上（常勤）
介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行う。

（営業日及び営業時間等）

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、三思会職員就業規則に準拠して定めるものとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日までとし、国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までは除くこととする。ただし、営業日以外でも、必要があると認めた場合は、事業を行うことができる。
- (2) 営業時間：午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、利用者及びその家族からの電話等による連絡相談に常時対応するものとする。

（通常業務を実施する地域）

第7条 ステーションが通常業務を行う地域は、厚木市、海老名市、伊勢原市、愛川町及び清川村とする。

（訪問看護の利用時間及び利用回数）

第8条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。
但し、医療保険適用となる場合を除く。

（訪問看護の提供方法）

第9条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者がかかりつけ医師がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係市町村等、関係機関に調整等を求め、対応する。

（記録の整備）

第10条 ステーションは、利用者に対する訪問看護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管しなければならない。

（訪問看護の内容）

第11条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障害・全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の援助
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) ターミナルケア
- (5) 認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の指導・助言
- (7) カテーテル等の管理
- (8) リハビリテーション
- (9) 在宅療養を継続するために必要な援助相談
- (10) その他医師の指示による処置

(利用料等)

第12条 ステーションは、基本利用料として介護保険法又は健康保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。また、別途定める料金表に基づき利用者又はその家族に対して事前に説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けなければならない。

(1) 介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を提供する場合は、介護報酬告示上の額の1割から3割までの額を支払うものとする。ただし、支給限度額を超えた場合は、超えた分の全額を利用者の自己負担とする。

(2) 医療保険の場合は、健康保険法等に基づく額の1割から3割までの額を徴収する。

2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表に定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置

(2) 第12条に定める通常の業務の実施地域を越える場合の交通費は、実費を徴収する。ただし、医療保険利用の場合及び訪問看護に該当しない訪問看護を実施した場合の交通費の徴収に関しては、別表に定める額を徴収する。

(3) 医療保険利用の場合で、営業日、営業時間外に訪問看護を行った場合

(4) 医療保険利用の場合で、2時間を超えた場合

3 その他、別表に定める額を徴収する。

4 前3項に規定する費用の額の請求に当たっては、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明をした上、支払いに同意する旨の文書に署名を受けなければならない。

(利用料の支払方法)

第13条 利用料の支払方法は、当該月のサービス利用額を請求書により通知した額を、その翌月に集金又は口座振替の方法により支払うものとする。

2 利用料の支払いが3か月間以上遅延した場合は、督促を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

第14条 緊急時の対応方法については、あらかじめ主治医及び利用者を確認した上、訪問看護を開始するものとする。

2 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

3 看護師等は、前項の場合において、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第15条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。

3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(相談・苦情対応)

第16条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(身分を証する書類の携行)

第17条 看護師等に、身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められた時は、これを掲示すべき旨を指導するものとする。

(連帯保証人)

第18条 連帯保証人は、利用料の支払いについて、利用者と連帯して保証するものとする。

2 連帯保証人は、契約から生じる利用者の債務について、限度額50万の範囲内とする。

3 連帯保証人の請求があったときには、ステーションは連帯保証人に対し、利用料の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者のすべての債務の額等に関する情報を提供する。

(虐待の防止に関する事項)

第19条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の適正化)

第20条 ステーションは、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 ステーションは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(衛生管理等)

第21条 ステーションは、看護職員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 ステーションは、ステーションにおいて感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を必要時に設置し、年1回以上開催するとともに、その結果に基づく措置等について、従業者に周知徹底を図る。

(2) ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修又は訓練を年2回以上実施する。

(業務継続計画の策定等)

第22条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 ステーションは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメントについて)

第23条 ステーションにおけるハラスメント対策のための対応は、以下のとおりとする。

- (1) ステーションにおいて行われるハラスメントにより、訪問看護職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化及び必要な措置を講じる。
- (2) カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等、必要な措置を講じる。
- (3) ステーションにおけるハラスメントの内容及びハラスメントを行なってはならない旨の方針を明確化し、従事者に周知・啓発する。
- (4) 相談対応のための担当者や窓口を定め、従業者に周知する。

(秘密の保持と個人情報の保護)

第24条 ステーションは、利用者等又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、その適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も、また同様とする。
- 3 ステーションは、利用者等から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者等の個人情報を用いない。また、利用者等の家族の個人情報についても同様とする。
- 4 ステーションは、利用者等又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物について、注意を持ってこれを管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第25条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用時異動時研修 採用・異動後6か月以内
- (2) 年2回以上の業務研修
- 2 職員は、利用者等又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かりは行ってはならない。
- 3 職員は、利用者等又は家族からの金銭、物品、飲食の授受をしてはならない。
- 4 職員は、利用者等の同居家族に対するサービスの提供を行ってはならない。
- 5 職員は、利用者等の居宅での飲酒、喫煙、飲食を行ってはならない。
- 6 職員は、利用者等又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為を行ってはならない。
- 7 この規程に定める事項のほか、ステーションの運営に関する事項に関しては、管理者と開設事業者との協議に基づき定めるものとする。

(附則)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から改訂し施行する。
- 2 訪問看護ステーションもみじ運営規程(平成11年4月1日施行)及び訪問看護ステーションもみじ(介護保険)運営規程(平成12年4月1日施行)は、廃止する。
- 3 この規定の施行の日から平成29年7月31日までの間における第11条第1項第1号の規定の適用に関しては、同号中「介護報酬告示上の1割から3割までの額」とあるのは、「介護報酬告示上の1割から2割までの額」と読み替えて適用する。
- 4 この規程は、令和6年6月1日から改定する。